有価証券報告書の適正性に関する確認書

2021年2月25日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　殿

本店所在地	大阪市北区茶屋町19番19号
不動産投資信託証券発行者名	阪急阪神リート投資法人
	(コード：8977)
代表者の役職・氏名 （署名）	執行役員 白木義章

本投資法人の執行役員である白木義章は、当社の2020年6月1日から2020年11月30日までの第31期事業年度の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は下記のとおりです。

1．本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定により、その資産の運用に係る業務の全てと有価証券報告書の作成等、開示に係る業務について資産運用会社である阪急阪神リート投信株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しています。

本投資法人の会計監査人は、有限責任あずさ監査法人（以下「会計監査人」といいます。）です。

2．有価証券報告書の作成プロセス

一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社は有価証券報告書の原案を作成し、法律事務所による確認及び会計監査人による監査を受けた後、監査報告書とともに本投資法人役員会に提出し、承認した後に提出しています。

3．不実の記載がないと認識するに至った理由

（1）会計監査人より金融商品取引法第193条の2第1項に規定される監査証明を受けていること。

（2）有価証券報告書の作成にあたって、金融商品取引法、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等に対する適法性について、本投資法人の法律顧問であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言及び確認を得ていること。

（3）開示に係る業務を委託している資産運用会社に対しては、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制の整備を要請しており、資産運用会社において情報開示に関する基本方針を定めるとともに、本投資法人に係る全ての重要情報は、重要情報の開示の可否についての分析判断及び開示手続を所管する財務・ＩＲ部に集約される体制になっていることを確認していること。

（4）本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議又は報告されていること。

以　上